

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X有限会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 人参・小かぶ・茎ブロッコリー及び縮みほうれん草に係る逸失利益
	イ 検査費用
期 間	自 平成23年6月11日
	至 平成24年10月10日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、

ア 人参・小かぶ・茎ブロッコリー及び縮みほうれん草に係る逸失利益	5,180,000円
イ 検査費用	133,000円

の合計金5,313,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月26日

(仲介委員 黒田純吉)